

ア

みなすってコトバは 断定に近いコトバ。

推定ってのは、

もう、ちょこっと抵抗すれば、いつでもひっくり返る、弱い断定

みなす、推定するってコトバは 裁判になった時のコトバ。

法律用語、ただの日本語じゃないってことは絶対覚える。

アは、参考書通り。

イの肢

はい、もう、耳が腐るほど私が言い続けてることが出ました（笑）

行政事件訴訟法に書いてないことは、民事訴訟法を使う。

なんで？

民事訴訟法は、訴訟の一般法やから。

民事訴訟法が親で、行政事件訴訟法は子供です。

行政事件訴訟法で捉えきれない場面は、民事訴訟法で捉えるという仕組み。

で、

準用するってのは、

似てる場合だから、モノサシを借りてくるって意味。

(場面、場合レベル)

ここで聞いているのは、

法律と他の法律の関係レベルだ。

よって、

下の組み合わせは、4 か 5 だ。

ところが、

ウに入る接続詞が分からない。

しかし、

5 の組み合わせを見ると、

ウ、エに、どちらも「並びに」が入ってる。

- ウの行と、エの行では、もはや同列ではない、
- エの部分の前後

「処分並びに裁決」と仮に入れてみたら？

聞いたことがない。

よって、答えは4しかない。